

NEWS

~ 平成 16 年 11 月

岡経営労務事務所 / 経営労務協会 (労働保険事務組合)

社会保険労務士 岡 忠之

社会保険労務士 岡 健治

横浜市港北区新横浜 2-3-8 東伸 24 新横浜ビル B 棟 2F

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

今号のお知らせ 「健康保険の被扶養者」と「所得税の扶養親族」の違い

2004年カレンダーも残り枚数が少なくなり、給与計算事務では年末調整の時期が近づいて参りました。年末調整のときには、「扶養」のある方が「扶養控除申告書」を会社に提出するとき、「どのくらいの収入までなら「扶養」となるのか?」と迷われる方も多いと思います。

一般的に「扶養」とは「健康保険法の被扶養者」と「所得税法の扶養親族・控除対象配偶者」をいいますが、両者の定義は異なるものであり、必ずしも一致するものではありません。今回は「健康保険の被扶養者」と「所得税の扶養親族」の違いについてお知らせいたします。

「所得」と「収入」 範囲の違い

【所得税の扶養親族、控除対象配偶者】の所得要件は、対象となる人の合計所得金額が 38 万円以下です。

【健康保険の被扶養者】の収入要件は、対象となる人の年収が 130 万円（障害者と 60 歳以上の方は 180 万円）未満です。

所得税の扶養親族等の所得 38 万円以下というのは【所得】で判断します。給与所得の方は給与所得控除後の額が 38 万円以下の場合です。ここでいう「給与所得控除」は最低でも 65 万円あります。配偶者の給与収入を年間 103 万円以下に抑制する例が多いのは、年収 103 万円の方は給与所得控除が 65 万円あり、給与所得控除後の額は、収入額 103 万円 - 給与所得控除 65 万円 = 38 万円となり所得税の扶養親族、控除対象配偶者に該当するからです。

老齢年金等受給者の方の【所得】は、年金の収入総額から「公的年金等控除額」を控除した後の額で判断されます。なお、遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付等は非課税ですので、他の所得が 38 万円以下であれば扶養親族等の収入要件に該当します。

一方、健康保険の被扶養者の年収 130 万円未満というのは、【収入】総額で判断します。給与の方は給与の総額、年金の方は年金の収入総額が基準となります。収入総額には所得税の場合と異なり、非課税である遺族年金、障害年金、雇用保険給付も総額に含めます。

▲こんな例

遺族年金、障害年金の受給者で、年金額が 130 万円以上（障害者と 60 歳以上の方は 180 万円以上）受給されている方は、収入総額で判断する健康保険の被扶養者には該当しませんが、遺族年金、障害年金は非課税ですので、他に収入の無い方は「所得が 0」となり、所得税法の扶養親族等に収入要件で該当します。

一方、老齢年金額 160 万円、他に収入の無い 65 歳未満の方は、収入要件で健康保険の被扶養者に該当しますが、「所得」を計算すると、老齢年金額 160 万円 - 公的年金等控除額 77 万 5 千円 = 所得 82 万 5 千円（=38 万円超）となりますので所得税の扶養親族の収入要件からは外れることとなります。

【所得】と【収入】 判断する期間の違い

所得税の扶養親族等を判断する【所得】は 1 月～12 月の年単位で判断します。
健康保険の被扶養者を判断する【年収】は将来の見込みにより行います。

所得税の扶養親族等に該当するかどうかの【所得】金額は、その年の 1 月～12 月までの確定する金額で判断します。年の途中で退職した方は 1 月から退職時までの【所得】額、年の途中で就職した方は就職時から 12 月までの【所得】額により所得税の扶養親族に該当する、該当しない、と判断されます。

一方、健康保険の被扶養者に該当するかどうかの【収入】金額は、過去の収入実績にかかわらず今後の収入見込みにより判断します。従前に高額な給与を受けていた方や家賃収入などがあつた方でも、退職や何らかの理由により今後の収入見込みが年間 130 万円（60 歳超と障害者は 180 万円）未満の方は健康保険の被扶養者に収入要件で該当します。なお、先にも記述の通り、雇用保険等の非課税給付については【収入】見込額に含まれるため、退職後に一定額以上の雇用保険を受給する方については、雇用保険受給期間中は健康保険の被扶養者要件から外れます。

神奈川県政府の政府管掌健康保険では資格取得時等に配偶者を扶養に入れる際、前年の収入証明（非課税証明書）の添付を要求されますが、これは被扶養者の認定は将来の見込額で行うべきなのであるのに、前年の収入証明をもって判断するというのは、本来の趣旨には合致していないのです。

こんな例

会社を退職後に雇用保険失業給付を受けている方は、失業保険受給期間中は健康保険の被扶養者とはなれません（失業保険の金額が一定額以下の方を除く）が、所得税の扶養親族等は年間単位の所得で判断しますので、年初等に退職なさつた方はその年の扶養親族等に該当するかもしれません。1 月から退職時までの給与額等をチェックしてみましょう。

一方、土地、建物の売買に伴う多額の譲渡所得や、多額の一時所得があつた方は、その所得が発生した年の所得税扶養親族等には該当しませんが、健康保険の被扶養者は将来の見込額で判断することから、他の収入が一定以下であれば健康保険の被扶養者には該当します。